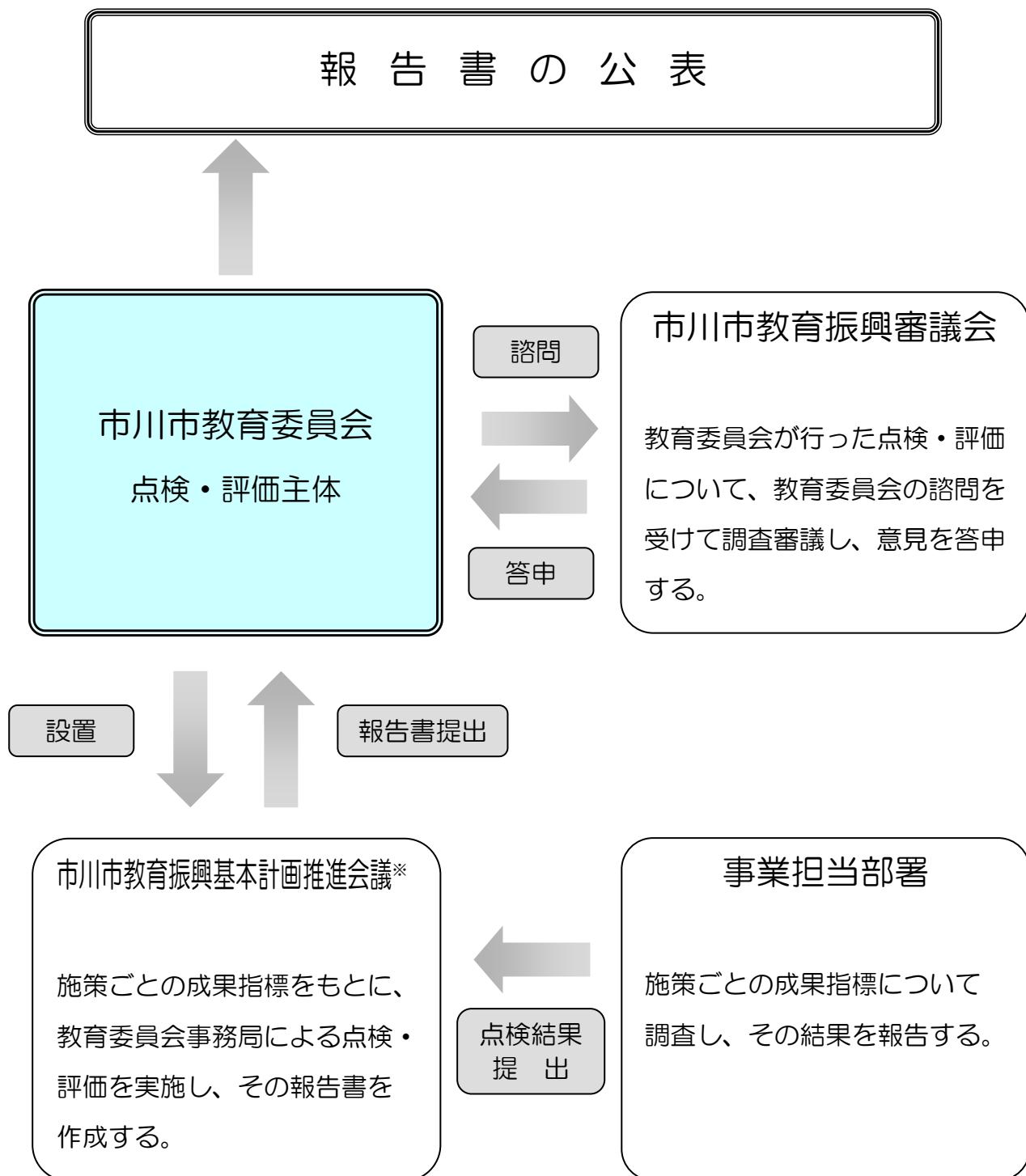


## IV 資料

### 1 点検・評価体制



\*市川市教育振興基本計画推進会議…市川市教育振興基本計画の進行管理及び見直しを円滑に進めるために、教育委員会事務局内に設置された会議組織。教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・参事・筆頭課長で組織する。

## 2 市川市教育振興審議会設置根拠

### 市川市教育振興審議会条例

#### (設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

#### (委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 学校教育の関係者
  - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する児童、児童又は生徒の保護者
  - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3～5 (略)

### 第5条～第9条 (略)

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 (略)

《中略》

#### 附 則 (平成29年3月16日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 審議会への諮問及び答申

#### (1) 濟問書

市川第 20210421-0194 号

令和 3 年 5 月 11 日

市川市教育振興審議会

会長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 康惠



令和 2 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

市川市教育振興審議会条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、下記の事項について、  
貴審議会の意見を求めるます。

記

##### 1 濟問事項

令和 2 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につい  
ての点検及び評価について

##### 2 濟問理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 26 条第 1 項の規定に基づく令和 2 年度の教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条  
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添請  
問資料）について、貴審議会の意見を求めるものです。

(2) 答申書

令和 3 年 5 月 20 日

市川市教育委員会  
教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会  
会長 天立教

令和 2 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

令和 3 年 5 月 11 日付け市川第 20210421-0194 号で市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

## 1 審議経過

当審議会は、令和3年5月11日、教育委員会から「令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づく令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書（案）」の提示を受けたところであり、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第3期市川市教育振興基本計画」（平成31年1月策定）が示す施策を対象として、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書（案）」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめるとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

## 2 今後の点検及び評価に向けた提言

教育委員会の「点検・評価報告書」は、市民への説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図ることを目的としている。そのため、教育の成果を適切に評価し、よりわかりやすい表記で丁寧に記載することが重要であることから、点検・評価報告書の作成にあたり以下のとおり提言する。

- (1) 「第3期市川市教育振興基本計画」では、市川市が取り組む教育政策の方針を整理し、その方針の下に目標と施策が体系化されているため、点検及び評価にあたっては、体系ごとの評価を行い、市川の教育全体をまとめた記述を検討されたい。
- (2) 施策の評価の主たる判断基準である成果指標について、その傾向に関する分析を適切に行い、施策の取組と連動させた記述について検討されたい。

以上

### 市川市教育振興審議会

会長 天笠 茂  
副会長 林 直也  
委員 田中 孝一  
委員 渡邊 智子  
委員 広瀬 由紀  
委員 小沢 直美  
委員 富澤 裕貴  
委員 松本 浩和  
委員 角谷 好枝  
委員 富家 薫





令和 2 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
点検・評価報告書

---

令和 3 年 6 月発行  
編集・発行／市川市教育委員会  
〒272-8501 千葉県市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号  
電話：047-334-1111（代表）  
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

